

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義) 9—9 令第34条第1項第13号に掲げる揮発油、第14号に掲げる灯油及び第15号に掲げる軽油について、 <u>法別表第1 第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のC並びに第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)並びに第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)</u> に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。	(石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義) 9—9 令第34条第1項第13号 <u>《石油化学製品製造用揮発油》</u> に掲げる揮発油、第14号 <u>《石油化学製品製造用灯油》</u> に掲げる灯油及び第15号 <u>《石油化学製品製造用軽油》</u> に掲げる軽油について、 <u>法の別表第1 第2710.11号の1の(1)のCの(1)、第2710.11号の1の(2)のBの(2)の(i)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)の(i)、第2710.11号の1の(3)の(1)及び第2710.19号の1の(2)の(1)</u> に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。
(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等) 9—10 令第34条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) 「農林漁業の用に供されるもの」の意義 <u>法別表第1 第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)</u> に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。 イ～ハ （省略）	(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等) 9—10 令第34条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) 「農林漁業の用に供されるもの」の意義 <u>法の別表第1 第2719.19号の1の(3)のAの(b)の(1)（軽減税率の適用を受ける農林漁業用の重油及び粗油）</u> に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。 イ～ハ （同左）
(2) 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C—3260）を提示させること等により、 <u>法別表第1 第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)</u> に規定する性質を有することを確認するものとする。 (3)～(7) （省略）	(2) 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C—3260）を提示させること等により、 <u>法の別表第1 第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)</u> に規定する性質を有することを確認するものとする。 (3)～(7) （同左）